

【制定】令和3年7月1日

【改正】令和4年4月1日

令和4年11月17日

令和6年5月22日

伊勢湾及び三河湾における湾外避難勧告・入湾回避勧告等の基準 について

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会

1 発令・解除基準

(1) 伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告

伊勢湾が台風（中心付近の最大風速が40m/s以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る24時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難勧告及び入湾回避勧告を発出するものとする。

なお、湾外避難勧告及び入湾回避勧告の発出にかかる情報伝達については、原則として、午前9時から午後5時までの間に行うこととする。

(2) 三河湾における湾外避難及び入湾回避に関する注意情報

三河湾（知多湾を含む。以下、同じ。）が台風（中心付近の最大風速が40m/s以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る24時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報を発出するものとする。

また、三河湾が同基準に該当しない場合であっても、伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告の発令・解除に合わせて、同注意情報の発出・解除を行う。

なお、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報の発出にかかる情報伝達については、原則として、午前9時から午後5時までの間に行うこととする。

2 対象船舶

対象船舶は、次表のとおりとする。

船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ 160m以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ 200m以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く。）※	総トン数 5 万トン以上
液化ガスタンカー ※	総トン数 2 万 5 千トン以上
【対象外】	
① 定期航路を運航する内航船舶	
② 航行区域が「平水」「沿海」又は「限定近海」の船舶	

※印は、海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船

3 伊勢湾における勧告の内容

伊勢湾における勧告の種類及び内容は、原則として、次表のとおりとする。

勧告の種類	勧告の内容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む。）に在る勧告対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避勧告	伊勢湾に入湾しようとする勧告対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難する船舶は除く。

4 三河湾における注意情報の内容

三河湾における注意情報の種類及び内容は、原則として、次表のとおりとする。

種類	内容
湾外避難	三河湾内（知多湾及び港内を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避	三河湾に入湾しようとする対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難する船舶を除く。